

# 一般社団法人スマートレジリエンスネットワーク定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人スマートレジリエンスネットワークと称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

### (目的)

第3条 当法人は、カーボンニュートラルの実現と社会のレジリエンスの向上に向けて、エネルギー、データ、ヒューマンリソースといった社会のさまざまな分散リソースの普及活用や、分散リソースと送配電網の連携に関する検討・実証を通じて、高度かつ強靱な地域・社会基盤（スマートレジリエンスネットワーク）の形成に寄与し、社会を豊かにしていくことを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スマートレジリエンスネットワークに関する調査研究
- (2) スマートレジリエンスネットワークに関する教育研修
- (3) スマートレジリエンスネットワークに関する普及啓発
- (4) スマートレジリエンスネットワークに関する資格認証
- (5) スマートレジリエンスネットワークに関する国、地方公共団体その他の団体及び企業からの受託事業
- (6) その他前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 会員は、次の各号で構成され、運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法

人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 当法人の目的に賛同し、事業運営に継続的に参画する企業
- (2) 企業会員 当法人の目的に賛同する企業（運営会員に該当するものを除く。）
- (3) 学術会員 当法人の目的に賛同する大学、公的研究機関、その他学術機関及び  
公的機関
- (4) 有識者会員 当法人の目的に賛同する有識者である個人
- (5) 賛助会員 当法人の目的に賛同する官公庁、地方自治体、その他団体

2 会員は、社員総会及び理事会において別に定める規約を遵守しなければならない。

#### （入 会）

第6条 当法人に会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。ただし、運営会員以外の会員の入会の承認については、理事会の承認により、全部または一部を代表理事に委任することができる。

#### （会 費）

第7条 会員は、理事会において別に定める会費規程に従い、会費を納入しなければならない。

2 理事会において会費規程を変更しようとするときは、代表理事は、あらかじめ会員総会において会員の意見を聴かななければならない。

#### （会員の資格喪失）

第8条 会員が、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員が、死亡または解散もしくは破産したとき。ただし、会員が吸収合併により解散した場合、当法人に対する会員としての権利及び義務は、当該会員を承継する法人に継承されるものとする。
- (3) 運営事務局が督促したにもかかわらず、納期限後2か月を超えて会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総運営会員が同意したとき

2 資格喪失した会員が納入した会費については、資格喪失の理由・時期を問わず、これを返金しない。

#### （退 会）

第9条 会員は、退会しようとする日の30日前までに所定の退会届を運営事務局に提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、会員はいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会員が、当法人の名誉を毀損する行為または利益を著しく阻害する行為を行ったとき
- (2) 会員が、他の会員の名誉を毀損する行為または利益を著しく阻害する行為を行ったとき
- (3) 会員（個人である会員を除く。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または会員の役員等（会員が個人である場合はその者、会員が法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、会員が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (4) 会員の役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどをしているとき
- (5) 会員の役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (6) 会員の役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (7) 会員が、会費規程を遵守しない等、その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が、第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、資格喪失以降の義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

第12条 社員総会は、運営会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、各運営会員1個とする。

#### (権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額またはその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の帰属
- (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (8) 前各号に定めるものの他、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (種類及び開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後、3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において、招集の決議がなされたとき
- (2) 総運営会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する運営会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

#### (招集)

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、すべての運営会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第3項第2号による請求があったときは、理事会の決議を経て、当該請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書

面をもって、または電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない（ただし電磁的方法は当該運営会員の承認を得た場合に限る）。ただし、社員総会に出席しない運営会員が書面によって、または電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

（議 長）

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（定足数）

第17条 社員総会は、社員の議決権の過半数を有する運営会員の出席がなければ開催することができない。

（決 議）

第18条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法に別の規定がある場合を除き、出席した運営会員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使、決議の省略）

第19条 運営会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該運営会員または代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

2 理事会において書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席しない運営会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法により議決権を行使することができる。

3 前各項の場合における、前2条の規定の適用については、その運営会員は出席したものとみなす。

4 理事または運営会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、運営会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第20条 理事が運営会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、運営会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項

の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

## 第4章 役員等

(種類及び定数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
  - 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
  - 3 理事のうち、代表理事以外の1名を業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ）とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事のうちから選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等以内の親族、その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、当法人またはその子法人の理事、または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す

ること

- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため、必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、直接、理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

#### (任 期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了するときまでとする。また、増員として選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期のうち、最初に到来する任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任または任期満了により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (解 任)

- 第27条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

- 第28条 役員の報酬は、社員総会の決議により別に定める役員報酬規程に従う。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前項に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第29条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引  
自己または第三者のためにする当法人との取引  
当法人がその理事の責務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

- 第30条 当法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 2 当法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事等であるものを除く。）または監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

- 第31条 当法人に顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
  - 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 4 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

(設 置)

第 3 2 条 当法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権 限)

第 3 3 条 理事会は、本定款に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
  - (4) 社員総会の日時、場所及び目的である事項の決定
  - (5) 規程及び規則等の制定、変更及び廃止（社員総会の権限に関するものを除く）
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の専任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
  - (6) 理事の責任の免除及び責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 3 4 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が、必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を示して、代表理事に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があったときから 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第 2 5 条第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があったときから 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招 集)

- 第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合、及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、その請求をした理事が、前条第3項第5号による場合は、その請求をした監事が、理事会を招集する。
  - 3 代表理事は、前条第3項第2号または第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
  - 4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
  - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

- 第37条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決 議)

- 第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第40条 理事または監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

## 第6章 会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書)

第43条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会及び会員総会に報告するものとする。

2 前項において、これらの書類を変更する場合も、同様の手続きとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項各号に規定する書類は、直近の会員総会に報告するものとする。

(会計原則等)

第45条 当法人の会計処理に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配禁止)

第46条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第47条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第48条 拠出された基金は、当法人の解散日まで返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当法人は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項にかかわらず返還する場合

一般社団・財団法人法第236条に基づき弁済する。

- (2) 前条第2項により返還する場合

一般社団・財団法人法第141条に基づき、定時社員総会の決議をもって行う。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うときは、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。ただし、当法人が清算する場合はこの限りではない。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会の決議により、変更することができる。

- 2 定款（第3条及び第4条に限る。）を変更しようとするときは、代表理事は、あらかじめ会員総会において会員の意見を聴かなければならない。

(合併等)

第52条 当法人は、社員総会の決議により、合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 当法人が清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人もしくは公益財団法人、または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 会員総会及び委員会

(会員総会及び委員会)

第55条 当法人に会員総会を置く。

- 2 会員総会はすべての会員を構成員とし、会員総会の権限、招集、決議その他の運営方法については、この定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会が定める。
- 3 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、各種の委員会を設置することができる。
- 4 委員会の構成員（委員長を含む。）の決定方法及び運営方法については、理事会が定める。

## 第10章 運営事務局

(設置等)

第56条 当法人の事務を処理するため、運営事務局を設置する。

- 2 運営事務局には、運営事務局長を置く。
- 3 運営事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 運営事務局の組織及び運営において必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める運営事務局規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款

- (2) 会員名簿
- (3) 認可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (5) 監査報告
- (6) その他、法令で定める帳簿及び書類

## 第11章 公告方法

(公告の方法)

第58条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 附 則

(定款の施行日)

第59条 本定款は、当法人の設立の日から施行する。

(最初の事業年度)

第60条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から、令和7年3月31日までとする。

- 2 第43条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度の事業計画書及び収支予算書は作成することを要しない。

(設立時の役員)

第61条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 岡本 浩

設立時理事 松浦 康雄

設立時代表理事 山口 順之

設立時監事 小幡 朋弘

(設立時社員の名称及び住所)

第62条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

東京電力パワーグリッド株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

関西電力送配電株式会社

大阪市北区中之島三丁目6番16号

(設立時の会員の自動入会)

第63条 当法人の成立の日の前日における任意団体であるスマートレジリエンスネットワークの会員名簿に記載されている次の会員種別の会員（設立時社員である者を除く。）は、当法人の成立の日において、第6条の手続を要せずに、当法人の次に掲げる会員とする。

- (1) 企業会員 当法人の企業会員
- (2) 学会会員 当法人の学会会員
- (3) 有識者会員 当法人の有識者会員
- (4) 賛助会員 当法人の賛助会員

(設立時の主たる事務所所在場所)

第64条 当法人の設立当初の主たる事務所所在場所については、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号とする。